

退職金定期貯金

ネクストライフ

ゆとりある第二の人生をサポート。

お取扱期間

令和4年

4/1

金

令和5年

3/31

金

取扱期間中の金利情勢等諸事情により、
取扱の中止・金利の見直しをする場合がございます。

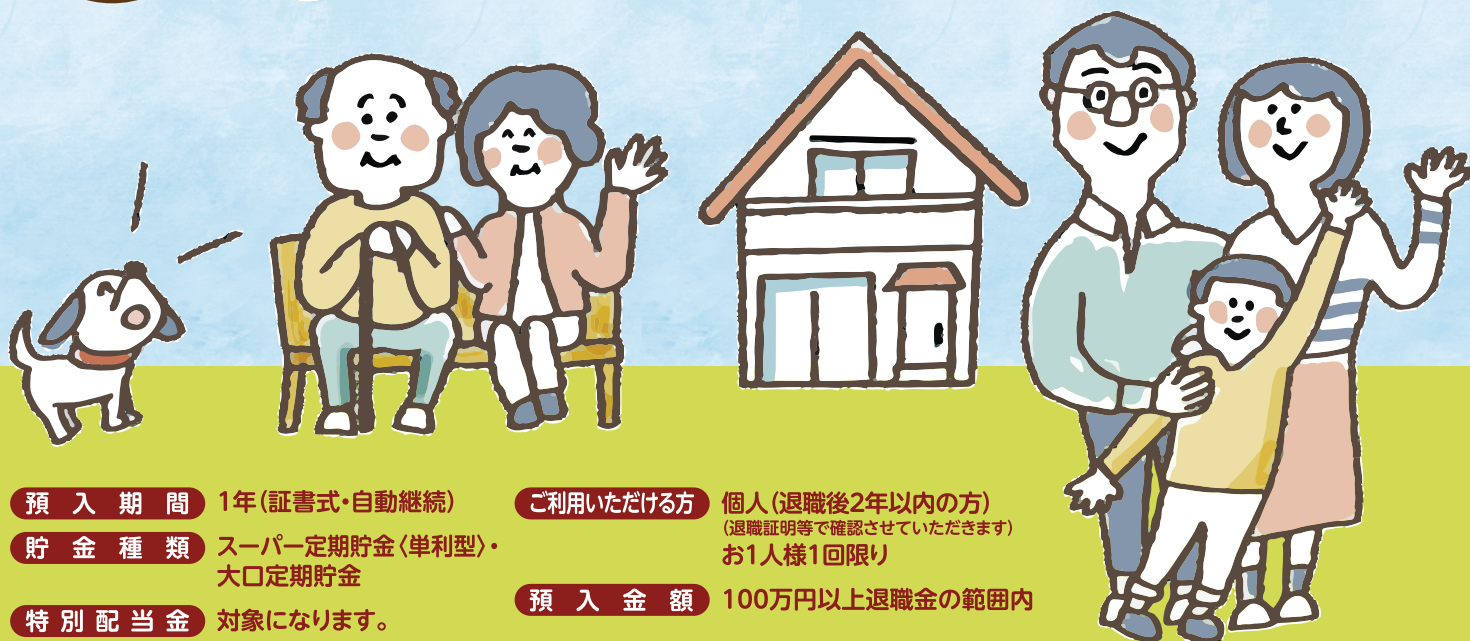
JA東京みどり キャクター
みーどりん

店頭表示
金利

プラス

年

0.02%



預入期間 1年(証書式・自動継続)

貯金種類 スーパー定期貯金(単利型)・
大口定期貯金

特別配当金 対象になります。

ご利用いただける方

個人(退職後2年以内の方)
(退職証明等で確認させていただきます)
お1人様1回限り

預入金額

100万円以上退職金の範囲内

— 詳しくは、退職金定期貯金商品概要説明書をご覧ください。 —

 JA東京みどり

商品概要説明書

退職金定期貯金

(令和4年4月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金＜単利型＞ 愛称：退職金定期貯金「ネクストライフ」
2. 取扱期間	・令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）
3. ご利用いただける方	・個人（退職後2年以内の方） ※退職証明等で確認させていただきます。
4. 期 間	・定型方式 1年（自動継続）
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入・証書式 ・100万円以上 1,000万円未満 （お一人様、退職金の受取額の範囲内を限度） ・1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率（スーパー定期貯金の店頭表示利率に年0.02%を上乗せした利率）を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
8. 手 数 料	－
9. 付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ・6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・6か月以上1年未満 約定利率×50%
11. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

12. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または本店信用共済部(電話：042－535－1061)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して直接解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用することができます。 <table><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
13. その他参考となる 事項	・ 特別配当金の対象になります。 ・ 自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・ 定期貯金のお預入は、お一人様一回限りとさせていただきます。																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 東京みどり

商品概要説明書

退職金定期貯金〈大口定期貯金〉

(令和4年4月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	・大口定期貯金 愛称：退職金定期貯金「ネクストライフ」
2. 取扱期間	・令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)
3. ご利用いただける方	・個人(退職後2年以内の方) ※退職証明等で確認させていただきます。
4. 期 間	・定型方式 1年(自動継続)
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入・証書式 ・1,000万円以上 (お一人様、退職金の受取額の範囲内を限度) ・1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率(大口定期貯金の店頭表示利率に年0.02%を上乗せした利率)を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	・マル優の取扱いはありません。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
11. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

12. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または本店信用共済部（電話：０４２－５３５－１０６１）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して直接解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用することができます。 <table><tr><th>名 称</th><th>電話番号</th><th>受付日</th><th>受付時間</th></tr><tr><td>東京弁護士会 紛争解決センター</td><td>03-3581-0031</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～15:00</td></tr><tr><td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3595-8588</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>10:00～12:00 13:00～16:00</td></tr><tr><td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td><td>03-3581-2249</td><td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td><td>9:30～12:00 13:00～17:00</td></tr></table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
13. その他参考となる 事項	・特別配当金の対象になります。 ・自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・定期貯金のお預入は、お一人様一回限りとさせていただきます。																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ東京みどり